

平成30年度漁業信用保険業務運営の検証委員会の結果

○ 経緯

第4期中期目標に、「融資機関とのリスク分担の検証」が指示されていることを踏まえ、本中期計画のうち、「保険事故等の低減に向けた取組」に関する事項を中心に検証を行う。

(参考) 中期計画 第1-3-(2)「保険事故率の低減に向けた取組」(要約)

- ・ 大口保険引受案件及び大口保険金請求案件について事前協議を確実に実施
- ・ 融資機関との適切なリスク分担の導入効果の検証(部分保証やペナルティー方式)、必要に応じて方策を拡充
- ・ 基金協会、融資機関との連携、情報共有及び意見調整の実施。必要に応じ協会へ期中管理の改善を求める。

○ 融資機関との適切なリスク分担を図るための方策など、保険事故率の低減に向けた取組の検証

(1) 部分保証やペナルティー方式の効果の検証

負債整理資金(経営安定資金、借替緊急融資資金等)は総じて事故率が高く、信用基金の保険収支の悪化要因の一つであったことから、融資機関との適切なリスク分担を図る方策として部分保証やペナルティー方式が導入されているところである。

① 部分保証

ア 導入経緯・目的

平成18年に主務大臣より通知された「勧告の方向性における指摘事項を踏まえた見直し」において、「当面、保険収支の悪化の原因となっている資金について、部分保証の導入を図る」とされたことから、第2期中期目標である平成20年度から保険収支の悪化の原因となっていた負債整理資金の一部に80%の部分保証を導入したものである。

イ 実績・効果

平成20年度に負債整理資金の一部に80%の部分保証が導入され、部分保証の対象となる資金(経営安定資金)の保険引受が負債整理資金全体に占める割合は5.6%となったが、平成24年度以降は引受の無い年度が続いている(表1)。

部分保証は負債整理資金の一部に導入されただけであり、全部保証の道も残

されたことから、多くの者は全部保証によることとなったからと考えられる。

表1 負債整理資金のうち部分保証の割合

(単位：百万円・%)

	H19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29年度
負債整理資金の年度内引受額	1,390	1,963	37,472	9,623	5,568	1,588	1,810	3,019	1,648	450	198
うち全部保証(100%)	1,390	1,854	36,728	8,998	5,510	1,588	1,810	3,015	1,648	450	198
うち部分保証(80%)		110	745	625	58	-	-	4	-	-	-
負債整理資金のうち部分保証の割合		5.6	2.0	6.5	1.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0

注：負債整理資金のうち経営安定資金に平成20年度より80%の部分保証を導入している。

② ペナルティー方式（特別出資（特別出えん））

ア 導入経緯・目的

金融機関が代位弁済を受けた場合に応分の負担をすることを予め約定することにより、融資等の適正な実施の確保を期することを目的として、負債整理資金である借替緊急融資資金については、昭和57年度に導入された。

金融機関から基金協会に対する特別出資の額は、原則として代位弁済額の10%、基金協会から信用基金に対する特別出えんはてん補率相当分(80%)である。

イ 実績・効果

特別出資（特別出えん）導入後の収入実績は累計299百万円である。

負債整理資金のうち特別出えんの対象となるもの（借替緊急融資資金）の割合は、平成20年度に負債整理資金の一部に部分保証を導入した後に急増し、94%を占めたが、近年は特別出えんの対象となる資金の割合自体は高水準であるものの引受額は大きく減少している（表2）。

これは、特別出えんの対象とならず、かつ全部保証となる負債整理資金を基金協会と融資機関の間で選択できる状況となっているからと考えられる。

部分保証とペナルティー方式は、ともに信用基金において主体的な取組が可能な制度ではないため、基金協会と融資機関の今後の取組を注視していく必要がある。

表2 負債整理資金のうち特別出えんの対象となるものの割合

(単位：百万円・%)

	H19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29年度
負債整理資金の年度内引受額	1,390	1,963	37,472	9,623	5,568	1,588	1,810	3,019	1,648	450	198
うち特別出えんの対象となるもの	64	1,854	11,756	4,893	3,869	1,528	1,483	2,932	1,578	409	143
うち特別出えんの対象とならないもの	1,326	110	25,716	4,731	1,699	60	327	87	70	41	55
特別出えんの対象となるものの割合	4.6	94.4	31.4	50.8	69.5	96.2	81.9	97.1	95.8	90.9	72.2

注：「特別出えんの対象となるもの」は借替緊急融資資金、「特別出えんの対象とならないもの」は経営安定資金及びその他一般資金（借替）である。

(2) 大口保険引受案件の事前協議

漁業信用保証保険は基金協会が保証することにより保険関係が成立するが、基金協会との情報共有に努めるとともに、大口保険引受について基金協会との事前協議を行うことで、基金協会における適切な保証審査の一助となるよう平成2年度より大口保険引受案件に事前協議が導入されている。

平成20～29年度の10年間では、全国41協会・支所（平成29年度末時点）のうち29協会・支所（70.7%）との間で計455件の事前協議が実施されている。

事前協議は開始してから25年以上が経過し、事前協議の手法は信用基金と基金協会の間で定着していることから、基金協会の的確な保証審査の一助としての効果を発揮しているものと推察される。今後は、この効果を維持しつつ、より効率的な実施を図ることが適当と考えられる。

(参考) 大口事前協議実施案件と通常引受案件の事故率比較

(単位: 件・百万円)

	保険引受案件		代位弁済		事故率	
	件数	金額	件数	金額	件数ベース	金額ベース
大口事前協議実施案件	455	141,529	2	459	0.44%	0.32%
通常引受案件 (緊急支援事業除く)	57,535	907,933	1,031	16,292	1.79%	1.79%

※ 平成20～29年度内の保険引受及び当該年度内の保険引受に係る代位弁済を抽出。

(3) 基金協会との連携、情報共有及び意見調整の実施

現在、農林中央金庫JFマリンバンク部、全国漁業協同組合連合会、(一社)漁業信用基金中央会、全国漁業信用基金協会及び信用基金の5団体をメンバーとした5者協議会により、水産金融関係団体が連携して系統における融資・保証業務の円滑化を目的に情報・意見交換等を実施していることから、今後、5者協議会の場においても融資機関との適切なリスク分担の手法等について問題提起をしていく必要がある。

○ その他漁業信用保険業務運営の検証

(1) 利用者ニーズの反映

平成30年5月～6月に実施したアンケートにおいて利用者から寄せられた意見に対し保険事故や及び事務リスクを踏まえ、事務負担の軽減に向けた対応を検討した。ニーズを反映できる主な事項は以下のとおり。

- ① 大口保証引受に係る事前協議の特例（事後報告）を見直し、優良経営体に係る事務手続を簡素化（提出書類の簡素化・時間短縮等）する（平成31年度より実施予定）。
- ② 事務手続の簡素化のため、保険金請求時に代位弁済に係る事前協議書類と内容に変更が無い場合は、重複する書類は添付を要しないよう規程を変更する（平成31年度より実施予定）。
- ③ 保証保険契約申込書の添付書類を簡素化する（平成31年度契約より実施予定）。

(2) 適切な水準の貸付金利の設定

① 貸付目的

基金協会に対する資金の貸付は、基金協会が漁業近代化資金等に係る保証債務及び中小漁業融資保証法に掲げる保証債務の額を増大するために必要な原資とすること並びにその履行を円滑にすることを目的としており、貸付金利は可能な限り低利な水準とする必要がある。

② 貸付金利の設定状況と検証

現在の基金協会に対する貸付金利の設定方法は、長期資金、短期資金ともに、貸付予定日の14日前の属する週に日本銀行が作成した「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における「預入金額が3百万円以上1千万円未満の定期預金の預入期間別平均年利率」に掲げる預入期間ごとの利率のうち、貸付期間に対応するものの利率に2分の1を乗じて得た率（ただし当該率が3%を超える場合は3%）

としており、市中金利に連動するように設定されている。

貸付金利の水準については、主務省による第3期中期目標期間の評価においても、貸付目的や市中金利等を踏まえ、適切な貸付金利を設定しており、中期目標（適切な貸付金利の設定）を達成していると認められているところ。

（参考）市中金利の情勢

平成30年12月19日現在の「預入金額が3百万円以上1千万円未満の定期預金の預入期間別平均年利率」は、預入期間が1年のもので0.011%、2年のもので0.011%となっており、市中金利は低金利の情勢が依然として継続（図1）。

図1 市中金利の情勢

